

# 平成23年度 西海市入札参加資格審査申請書提出要領

## ○受付業種

建設業法の「工事」「コンサルタント業」  
「業務委託」「物品・借上・修繕・その他」

## ○受付期間 1月11日～2月28日

## ○送付(提出)先

〒857-2392

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷222番地  
西海市役所総務部財務課

## ○提出部数

1部 A4ファイル綴じ

※留め具は金具以外を使用すること

※提出様式の順番に並べ、ファイルの表と背表紙に会社名を記入すること

## ○提出方法 送付(※切日消印有効)

※持参でも受付ますが出来る限り送付してください。

※受付票の返送が必要な場合は、返送用ハガキを同封してください。(同封されていない場合は、通知しません)

※工事のランク登録工種は、閲覧によりご確認ください(4月に財務課で掲示)

## ○有効期間 単年度(1年間)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## 【注意事項】

- ①申請は、業種ごとに1業者につき1営業所のみ
- ②工事の登録は、経営規模等評価及び総合評価の審査を受け、その通知書の写しの添付がないと登録不可。
- ③工事の工種で「浄化槽」を登録するときは、長崎県の特例浄化槽工事業者届出書(写)を添付すること。
- ④工事の工種で「給水装置」を登録するときは、西海市の指定給水装置工事事業者証(写)を添付すること。
- ⑤工事の工種で「排水設備」を登録するときは、西海市の排水設備指定工事店証(写)を添付すること。
- ⑥登録証明書等(写)については、営業をする上で国、県等の許可が必要な業種について提出するものとし、それが必要でない業種は、添付不要とする。
- ⑦財務諸表類は、決算書等経営内容のわかるものを添付すること。
- ⑧申請内容に変更がある場合は、翌月までに変更申請書に関係書類を添付して提出すること。

## ○提出様式(受付)

<p><b>【工事】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書[様式第1号]</li> <li>②建設業許可書(写)</li> <li>③総合評価値通知書等【経審】(写)最新分</li> <li>④工事経歴(直前2年分)[様式第1号の2]</li> <li>⑤営業所等一覧(市内のみ)[様式第1号の3]</li> <li>⑥西海市内従業員名簿[様式第1号の4] (市内に住所がある従業員等がいる場合のみ)</li> <li>⑦技術者名簿[様式第1号の5]</li> </ol>	<p><b>【コンサル】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書[様式第2号]</li> <li>②登録内容事項調書[様式第2号の2]</li> <li>③登録証明書等(写)及び登記簿謄本(写)</li> <li>④財務諸表類(写)直前2年分</li> <li>⑤営業所等一覧(市内のみ)[様式第2号の3]</li> <li>⑥営業経歴(直前2年分)[様式第2号の4]</li> <li>⑦技術者名簿[様式第2号の5]</li> </ol>
<p><b>【業務委託】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書[様式第3号]</li> <li>②登録内容事項調書[様式第3号の2]</li> <li>③登録証明書等(写)及び登記簿謄本(写)</li> <li>④財務諸表類(写)直前2年分</li> <li>⑤営業所等一覧(市内のみ)[様式3号の3]</li> <li>⑥営業経歴(直前2年分)[様式3号の4]</li> <li>⑦技術者名簿[様式第3号の5]</li> </ol>	<p><b>【物品】【借上】【修繕】【その他】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書[様式第4号]</li> <li>②登録内容事項調書[様式第4号の2]</li> <li>③登録証明書等(写)及び登記簿謄本(写)</li> <li>④財務諸表類(写)直前2年分</li> <li>⑤営業所等一覧(市内のみ)[様式第4号の3]</li> <li>⑥営業経歴(直前2年分)[様式第4号の4]</li> <li>⑦技術者名簿[様式第4号の5]</li> </ol>

※必要がないものは、省略可

## 【共通】

### ⑧納税証明書(写)

入札資格審査申請を目的として交付を受けた、直前1年間の未納税額がないことの証明書

- ・国税 法人税又は所得税、及び、消費税 法人「その3-3」 個人「その3-2」
- ・都道府県税 事業税、都道府県民税
- ・市区町村税 事業税、市区町村民税

※証明については原寸大、鮮明であれば写しも可とする

※営業所等での対応がある場合の都道府県・市区町村税については、**本社及び営業所等**ともに証明書を提出

### ⑨委任状(営業所等での対応がある場合)[様式第1号～4号の6(各業種別)]

### ⑩使用印鑑届…自社印を朱肉押印(委任があるときは、委任者の印)[様式第1号～4号の7(各業種別)]

## ○問い合わせ先

市役所総務部財務課 契約班 ☎0959-37-0026 ファックス 0959-22-1313